

令和2年11月30日

## 主文

後記「事実」欄第2の2(2)記載の原処分を取り消す。

## 事実

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「60年改正法」という。）附則第78条第1項の規定により、なお従前の例によるものとされた同法による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚年法」という。）の規定に基づく障害年金（以下、単に「障害年金」という。）の支給を求めるところである。

### 第2 事案の概要

#### 1 事案の概要

本件は、発病日が昭和○年○月○日、初診日が昭和○年○月○日であるとする統合失調症（以下「当該傷病」という。）により障害の状態にあるとして、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求として障害年金の裁定を請求した請求人に対し、厚生労働大臣が後記2(2)記載の原処分をしたところ、請求人が、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

#### 2 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- (1) 請求人は、発病日が昭和○年○月○日（注：年金請求書には、発病日が「昭和○年○月不詳日」と記載されているが、審査請求の趣旨及び理由から判断すると、昭和○年○月○日が発病日であると主張しているものと認められる。）、初診日が昭和○年○月○日であると主張する当該傷病により障害の状

態にあるとして、平成○年○月○日（受付）、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求として障害年金の裁定を請求した。

- (2) 厚生労働大臣は、平成○年○月○日付けで、請求人に対し、「請求のあった傷病（統合失調症）の発病日が、昭和○年○月頃であり、厚生年金保険の被保険者であった間に発した傷病に該当しません。」との理由により、障害年金を支給しない旨の処分（以下「原処分」という。）をした。
- (3) 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

### 第3 当事者等の主張の要旨

(略)

## 理由

### 第1 問題点

- 1 障害年金は、障害の原因となった傷病（その障害の直接の原因となった傷病が他の傷病に起因する場合は当該他の傷病を含む。以下同じ。）につき、その発病日が昭和61年4月1日前の厚生年金保険の被保険者期間（以下「厚年期間」という。）中にあることという要件が満たされない者には支給されないこととなっている（旧厚年法第47条）。そして、一般的に傷病の発病時期は、自覚的、他覚的に症状が認められたときをいうが、具体的には、医師の診療を受ける前に自覚症状が現れた場合には、医師がその自覚症状をその傷病によるものと認めた場合に限り、その日が発病日となり、自覚症状が現れずに医師の診療を受けた場合はその初診日が発病日となるものと解すべきである。
- 2 本件の場合、厚生労働大臣が前記「事実」欄第2の2(2)記載の理由により原処分を行ったのに対し、請求人は、請求人の当該傷病に係る発病日（以下「本件発病日」という。）は厚生年金保険の被保険者であった昭和○年○月○日であり、当

該傷病に係る初診日（以下「本件初診日」という。）は昭和〇年〇月〇日である旨主張し、これを前提とする障害年金の支給を求めているのであるから、本件の問題点は、まずは、本件発病日はいつと認めべきかであり、本件発病日が厚生期間中にあると認められる場合は、次に、請求人が障害年金の受給要件を満たしているかどうかである。

なお、請求人は、本件裁定請求時において65歳を超えているため、60年改正法による改正後の厚生年金保険法の規定に基づく、いわゆる事後重症（障害認定日後65歳に到達する日の前日までの間に障害の状態が増悪して所定の程度に該当するに至ったこと）による障害厚生年金を請求する資格を有していない。

## 第2 当審査会の判断

### 1 本件発病日及び本件初診日について

(1) 本件記録によれば、以下の事実が認められる。

ア 請求人は、昭和〇年〇月に中学校を卒業してa社に就職し、〇〇として稼働していたが、昭和〇年〇月〇日に退職した。請求人は、昭和〇年〇月〇日に同社に再就職したが、同年〇月〇日に再び退職し、以後は無職である。

イ 請求人は、昭和〇年〇月〇日に、姉、弟に連れられて、b病院（当時の名称はc病院。以下「b病院」という。）を受診し、統合失調症（当該傷病）と診断され、即日入院となった。請求人は、以後今日に至るまで、ほとんどの間、b病院で入院を続けている。

ウ b病院の診療録中には、①「発病以来ノ症状及び経過」から始まる書面及び②入院連絡表などがあり、①には、請求人の姉や弟から聴取した発病以来の症状及び経過として「約2年前より（S〇. 〇月頃）家人の同居のAが気づく。兄弟の顔をみて、ニタニタ笑う。他人に対しても同様であり、Aのもとに来てからも8じよ

うの部屋をカーテンで区切りその中に（2畳）とじこもり、食事も食べたい時のみ食べるという不規そくな生活を、1年つづけ、半年前より会社へもいかないうになった。外へも出なかった。…部屋の中では寝ているだけであり、新聞、テレビも見ないし、風呂にも1年近く入っていない。洗顔もしていない。家族とも話しをしない。乱暴もしない。独言もない。何かを恐れる様子もない。今まで専門医を受診したこともない。」と記載されている。また、②には、病名として統合失調症（当該傷病）が掲げられ、症状の概要として「〇年〇月頃、家族が精神変調に気づく。約2年〇（注：「〇」は判読不能文字を示す。）自室に閉居。家人とも交話せず。入浴、洗顔その他身の事一切なさず。現在症状はS t u p o r（注：昏迷）」と記載されているが、これは①を根拠とするものと思われる。

エ 他方、請求人が審査請求時に提出した③B（請求人の兄）作成の「妹についての上申書」と題する陳述書には、「入社後、数年間は一人で会社に通い特に変わったことはありませんでした…。ところが、妹が会社を辞める前年の仕事始めの日に、突然出勤をしなくなりました。慌てて、会社の上司が車で迎えに来ましたが、…妹は周りの人たちを正常に認識できないような状態で落ち込んでいたり、突然笑ったり泣いたりすることに気が付きましたが、その日は強引に出勤させました。そして、この日から妹が病気をはっきりと発症させたのですが、その後1年間程は会社上司のおかげで、妹は我慢しながら工場勤めを続けることが出来ましたが、少しずつ病気が進行したのか、一旦休職をはさんで復職し、その後退職しました。…暫くは妹も自宅で大人しくしていたのですが…昭和〇

年〇月からは全く外出しなくなり、…妹には申し訳ないのですが世間体というか、社会に知られたくないことと治療費が心配でしたので一年以上、家族によって監禁しておりました。ところが、いつしか家族の手に負えなくなり、やむを得ずc病院(b病院の前身)に昭和〇年〇月〇日連れて行かざるを得なくなりました。c病院では妹の病歴について、いろいろ聞かれたのですが、妹が勤めていた会社に迷惑がかかると思い、工場勤めの頃に起きたことは内緒にしていました。というよりも、医師から会社勤めの頃から判明していたことなのに、なぜもっと早く病院に連れてこなかったのだと、家族の責任を問われるのが嫌だったからです。そのため、ずっと前から発病していたのですが昭和〇年〇月からの症状のみを医師に説明しました。」と記載されている。

また、請求人が審査請求時に提出した④元a社製造課長・C作成の平成〇年〇月〇日付け「病気発生事情説明書」と題する陳述書には、「昭和〇年〇月〇日の仕事始に突然おかしな事件があり、驚いてしまいました。…会社にとって大事な仕事始めの日にDさん(注：請求人)が朝から出社して来なかったのです。…私はあわてて自動車を運転して彼女の自宅に迎えに行きました。Dさんは自宅にいましたが、どう見ても普通の表情ではありませんでしたし、会話の内容は少し気がふれているというような印象がありました。そばにいた家族に聞いたところ今朝からこんな状態だったので…何か精神的な病気を発症したのではないかと思いましたが、彼女を無理やり車に乗せて会社の工場に連れて行きましたが、それからの毎日は彼女のために車で送り迎えをしなければならなくなりました。…明らかに精神的な病気に罹

患しており、通勤途上で行方不明になる恐れがあったことと、工場労働者を一人でも多く確保しなければならなかったので、上司である私が約1年間にわたって彼女の家に立ち寄り車で送り迎えていました。…Dさんが統合失調症を発病したのは昭和〇年〇月〇日であり、その後は病氣と闘いながら約1年間を当社の工場で働いていた事を証明致します。」と記載されている。

- (2) 以上の事実によると、まず、上記①の「発病以来ノ症状及び経過」に記載された初診時における請求人の姉、弟からの聴取内容は、請求人が昭和〇年〇月頃発病し、発病後1年以上経過した後に会社に行かなくなったというものであるが、前記(1)アに記載したとおり請求人が会社を退職したのは昭和〇年〇月より前であるから、上記①に記載された発病時期と発病後の経過は矛盾しており、これらの記載のみから発病時期を一義的に認定することは困難である。他方、上記④の陳述書は、a社の上司が作成したものであり、当時の請求人の具体的な状況についてつぶさに記載されており、その内容には信憑性が認められるというべきである。また、上記③のBの陳述書に記載された内容も、当該傷病の病人を抱えた家族の心情がそのまま記載されており、家族の責任を問われるのが嫌で、病院に不正確な内容を申告したとの点も首肯できるものである。

以上を総合考慮すると、本件発病日は、請求人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失する昭和〇年〇月〇日より約1年前の、a社に在職中(厚年期間中)であった同年〇月〇日と認めるのが相当であり、本件初診日は、b病院を受診した昭和〇年〇月〇日と認めるのが相当である。他に、この認定を覆すに足る資料はない。

## 2 その余の点について

- (1) 初診日が昭和26年11月1日から

昭和49年7月31日までの間にある傷病による障害で、障害認定日請求による障害年金の支給を受けるためには、① 障害認定日（初診日から起算して3年を経過した日）前の厚年期間が6月以上あること、② 障害認定日における障害の状態が、旧厚年法別表第1に定める程度（障害等級1級、2級又は3級）に該当することが必要とされている。

請求人についてこれを見ると、請求人の当該傷病に係る障害認定日は昭和〇年〇月〇日となり、請求人に係る被保険者記録照会回答票（資格画面）によれば、請求人は、上記①の要件を満たしていることが認められる。

- (2) 次に、障害認定日当時における請求人の当該傷病による障害の状態（以下、これを「本件障害の状態」という。）が、旧厚年法別表第1に定める程度に該当するかどうかを検討すると、当該傷病による障害で障害等級1級の障害年金が支給される障害の程度としては、旧厚年法別表第1に「精神に、労働することを不能ならしめ、且つ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を残すもの」（7号）が、障害等級2級の障害年金が支給される障害の程度としては、同別表第1に「精神に、労働することを不能ならしめる程度の障害を残すもの」（14号）が、障害等級3級の障害年金が支給される障害の程度としては、同別表第1に「精神又は神経系統に、労働に著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」（13号）が、それぞれ定められている。

そして、旧厚年法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「厚生年金保険障害認定要領」（以下「認定要領」という。）

が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定要領に依拠するのが相当であると考えられるものである。

- (3) 認定要領の第2章第6節／精神の障害によれば、内因性精神病の障害については、次のとおりであるとされている。

障害の程度	障害の状態
1級	精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
2級	精神に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの
3級	精神に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの

そして、統合失調症は、一般的に予後不良であり、旧厚年法別表第1に定める障害の状態に該当すると認められるものが多いが、罹病後数年ないし十数年の経過中に予想以上の症状の好転を見ることもあり、また、その反面急激に増悪の状態を持続することもあるので、統合失調症として認定を行ったものに対しては、特に年金支給開始後も発病時よりの療養及び症状の経過を考慮して予後の判定に留意するとされ、残存労働能力の判定に当たっては、身体的能力及び精神的な能力特に知情意面の障害も考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努めるとされている。

- (4) 本件障害の状態についての資料としては、b病院d科・E医師作成の昭和〇年〇月〇日現症に係る平成〇年〇月〇日付け診断書が存するところ、同診断書から、主な部分を摘記すると、次のとおりである。

傷病名：統合失調症 ICD-10コード（F20）

傷病の発生年月日：昭和〇年 月不詳日（診療録で確認）

初めて医師の診療を受けた日：昭和

○年○月○日（診療録で確認）  
傷病が治った（症状が固定して治療の効果が期待できない状態を含む。）かどうか。

症状のよくなる見込・・・不明

発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容、就学・就労状況等（請求人の陳述による。聴取年月日：S○年○月○日）

同胞6名中第3子。父に精神科受診歴あり。中卒後、○○として勤務していたが、S○. ○～自宅閉居、空笑活発となり発症。次第に食事の用意もできなくなり、入浴もせず1年以上した。S○. ○. ○当院初診。S○. ○. ○～S○. ○. ○、S○. ○. ○～入院中。

診断書作成医療機関における初診時（昭和○年○月○日）所見

頭髮は整わず乱れている、爪を切らず1cm以上伸びている、全身垢にまみれている 声をかけても無言で会話には応じない、両手を両膝に置いてうつむいている

これまでの発育・養育歴等

発育・養育歴：特記事項はなし  
教育歴：小学校（普通学級）、中学校（普通学級）  
職歴：○○  
治療歴

医療機関名	治療期間	入院・外来	病名	主な療法	転帰
b病院	S○年○月～S○年○月	入院	統合失調症	精神療法 薬物療法	軽快
b病院	S○年○月～S○年○月	外来	統合失調症	精神療法 薬物療法	増悪
b病院	S○年○月～現在	入院	統合失調症	精神療法 薬物療法	不変

障害の状態（昭和○年○月○日現症）

現在の病状又は状態像  
統合失調症等残遺状態：自閉、感情鈍麻  
人格変化：欠陥状態、無関心  
具体的な程度・症状  
感情鈍麻、無為、自閉等の陰性症状が前景化して、自発的な発語

は乏しく病棟内で孤立して生活している。

日常生活状況

家庭及び社会生活についての具体的な状況

現在の生活環境：入院 その他（無職）同居者の有無（注：記載なし）

全般的状況：家族、家族以外との交流は極めて乏しい

日常生活能力の判定

適切な食事：自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる

身辺の清潔保持：自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる

金銭管理と買い物：助言や指導をしてもできない若しくは行わない

通院と服薬（要）：助言や指導があればできる

他人との意思伝達及び対人関係：助言や指導をしてもできない若しくは行わない

身辺の安全保持及び危機対応：助言や指導をしてもできない若しくは行わない

社会性：助言や指導をしてもできない若しくは行わない

日常生活能力の程度：(4)精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。

現症時の就労状況（注：記載なし）

身体所見：特記事項はなし

臨床検査：特記事項はなし

福祉サービスの利用状況：なし

現症時の日常生活活動能力及び労働能力：身の回りのことでも支援が必要な状態である。労働能力はない。

予後：不明

(5) 上記(4)で認定した本件障害の状態は、現在の病状又は状態像として、統合失調症等残遺状態（自閉、感情鈍麻）、人

格変化（欠陥状態、無関心）が指摘され、その具体的な程度・症状は、感情鈍麻、無為、自閉等の陰性症状が前景化して、自発的な発語は乏しく、病棟内で孤立しているとされ、日常生活状況は、入院中で、家族や家族以外の者との交流は極めて乏しく、日常生活能力の程度は「(4)」の程度で、日常生活能力の判定は、適切な食事、身の清潔保持は、自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる、通院と服薬は助言や指導があればできる程度とされ、金銭管理と買い物、他人との意思伝達及び対人関係、身の安全保持及び危機対応、社会性は、助言や指導をしてもできない若しくは行わないとされており、現症時の日常生活活動能力及び労働能力は、身の回りのことも支援が必要な状態で、労働能力はないとされているのであるから、このような状態は、前記内因性精神病の障害で障害等級1級に相当するとされている「精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するもの」に該当する程度と認められる。

- 3 以上によれば、本件発病日は厚年期間中の昭和○年○月○日と、本件初診日は昭和○年○月○日と認めるのが相当であり、本件障害の状態は、旧厚年法別表第1に定める1級の程度に該当すると認められるから、請求人には、障害認定日である昭和○年○月○日を受給権発生年月日とする障害等級1級の障害年金が支給されるべきであり、これと趣旨を異にする原処分は妥当でなく、取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。